



児童手当の過払いについて

児童手当については平成24年6月から所得制限が導入されましたが、同月の現況届審査の際、区が一部受給者の所得確認を誤り、過払いが発生しました。

区では、過払いを受けた受給者に対し、お詫びをするとともに、過払い分の返納について依頼をいたします。

【経過と原因】

- (1) 児童手当は、15歳までの児童一人当たり月額1万円（3歳未満および第3子以降の児童については1万5千円）を支給しています。平成24年6月からは所得制限超過受給者については、児童一人当たり月額5千円を特例給付として支給することとなりました。支給額については、毎年6月に受給者が提出する現況届に基づいて認定しています。
- (2) 平成24年6月の児童手当現況届の審査時に、新たに導入された所得制限を判定するため、練馬区に住民税情報のない平成24年1月2日以降の転入者については、前住地の所得（課税・非課税）証明書の提出により判定を行いました。平成25年6月からの現況届の審査事務において、平成24年の判定事務の中で、所得制限超過受給者の一部を特例給付（5千円）で認定すべきところを、誤って児童手当（1万円または1万5千円）として認定していたことが判明しました。

【過払いの受給者数および総額】

21件 2,565,000円（平成24年6月分～平成25年5月分）

1件当たりの金額 10,000円～240,000円

※平成24年6月1日現在 児童手当受給者数 53,136人

【受給者への対応】

過払金の発生した受給者に対して、7月31日から電話などで謝罪および経過説明を行ったうえで、返納のための納付書などを送付し、過払い金の返還をお願いします。

【再発防止策など】

このような過払いが発生したことについて、区として区民の皆様に深くお詫びいたします。

手当事務の適正な執行について職員に改めて指導し、徹底するとともに、児童手当現況届の審査においては、チェック体制の強化策を検討・実施することで再発防止に努めます。

【問い合わせ】

こども家庭部子育て支援課児童手当係 電話03-5984-5824